

新入学準備費（就学援助）の入学前支給について

春日井市教育委員会では、経済的な理由によって市立小中学校への就学が困難なお子さまの保護者に対して、学用品費や給食費など学校で必要な費用の一部を援助しています。

その中で、来年度（令和3年度）に春日井市立の中学校に入学されるお子さまがいるご家庭で、経済的な理由によって入学にかかる費用負担が困難な保護者の方に対し、**新入学準備費の支給を中学校入学前に行います。**対象となる方、申請方法等については、次のとおりです。

1 支給対象

以下の条件にすべて該当する方が対象となります。

- ① 令和3年2月1日現在で、令和2年度の就学援助（準要保護）の適用を受けている方
- ② 令和3年度に春日井市立の中学校に入学する児童の保護者

2 申請方法

- (1) 申請受付期間 令和2年11月2日（月）から令和3年2月1日（月）
※上記受付期間外での申請は受付できませんのでご了承ください。
- (2) 提出先 春日井市教育委員会学校教育課（春日井市役所 9階）※郵送可
※既に春日井市の令和2年度就学援助制度の認定を受けている世帯の方については、現在通学する学校でも提出いただけます。
- (3) 申請書類
ア 就学援助費（新入学準備費）受給申請書(兼世帯票) ※1世帯につき1枚の申請です。
イ 添付書類

	添付書類が必要な世帯	添付書類(該当する世帯全員について)
①	賃貸住宅に居住している世帯	賃貸契約書の写し 契約者と家賃の金額を確認します。
②	令和2年1月2日以降に春日井市に転入した人がいる世帯	源泉徴収票又は確定申告書の写し 所得を確認します。
③	所得を未申告の人がいる世帯	令和2年度市民税・県民税申告書の写し 市役所2階市民税課で、市民税・県民税の申告を行ってください。
④	生計維持者の失業、病気など収入状況に大きな変化があった世帯	雇用保険受給資格者証の写し(失業の場合)、給与明細(収入状況激変の場合)、申立書(証明書類がない場合、任意様式) 所得状況の変化を確認します。

※上表の「添付書類が必要な世帯」に該当しない場合及び、既に令和2年度就学援助制度の認定を受けている世帯の方は、添付書類は原則不要です。

3 支給額・支給時期等

- (1) 支給額 60,000 円（定額）
- (2) 支給時期 令和3年2月～3月（予定）
- (3) 支給方法 申請書に記載の口座へ振込します。

4 留意事項

- ・既に令和2年度の就学援助制度の認定を受けている世帯の方についても、入学前支給を希望される場合は申請が必要です。また、令和3年度の就学援助制度を希望される場合は、ご入学後に別途申請が必要です。
- ・今回の「新入学準備費」の支給を受けた方は、令和3年度の就学援助制度の対象となっても、「新入学児童生徒学用品費」の支給を受けることはできません。
- ・現在就学援助を受けていない方は、現に通学する学校へお問い合わせの上、令和3年度の就学援助制度の申請を併せて行ってください。なお、就学援助の認定については、課税台帳等に基づく所得制限があります。所得制限の目安は下表を参照してください。

（問い合わせ先）春日井市教育委員会 学校教育課（電話（0568）85-6442）

【参考】所得制限の目安(令和2年10月1日現在)

家族人数	家族構成の例	平成31（令和元）年の年間所得額(世帯全員の合計)
2人	父又は母・子(小4)	約190万円
3人	父母・子(小4)	約250万円
4人	父母・子(中2)・子(小4)	約320万円
5人	祖父又は祖母・父母・子(中2)・子(小4)	約370万円

※所得額は、総所得額(給与所得控除後の金額または確定申告書の所得金額の合計)-社会保険料控除-生命保険料控除-地震保険料控除で算出します。

※生活保護基準額の1.2倍を基に算出しています。基準額の変更時には、この金額も変更されます。

※この目安は、家族の人数・年齢など個々の状況により異なります。

（表1は祖父母65歳、父母36歳、賃貸住宅に居住していることを条件とし、算出したものです。）